

# 病 理 解 剖 の 手 引 き

(2024 年 12 月 23 日改訂)

岡山大学病院 病理部

岡山大学病院で治療中の患者が死亡し、病態・死因検討のために病理解剖を要する場合、以下の手続きに従って実施します。周知方徹底をよろしくお願いいたします。

病 理 部 長

## 1 病理解剖受付時間ならびに連絡先

|     |                        |
|-----|------------------------|
| 平 日 | 8 時 30 分より 17 時 00 分まで |
| 連絡先 | 内線 7756                |

平日の上記時間外ならびに休日(土曜日、日曜日、祝祭日、年末年始の休業期間)は病理解剖に必要な人員が拘束されていませんので、原則として解剖は行いません。

ただし、休日は極めて特別な事由のある症例に限り、病理解剖依頼を受け付けます。休日に解剖を依頼するときは、下記に示す時間内(8:30-17:00)に、依頼する診療科から時間外剖検連絡用携帯電話に連絡して、解剖が可能であることと解剖開始時刻を確認してから、ご遺族の承諾を得るようにして下さい。

＊休日(土・日・祝祭日、年末年始の休業期間)の解剖依頼について

|      |                        |
|------|------------------------|
| 連絡時間 | 8 時 30 分より 17 時 00 分まで |
| 連絡先  | 携帯電話 090-8992-2988     |

なお、休日の解剖は剖検室の機能が充分ではありません。緊急性のある場合でも、人員の確保が困難な場合は、翌日以降の実施とさせていただく場合がございます旨、ご理解とご協力をお願い致します。

＊その他の解剖休止期間について

病理学会期間中ならびに病理解剖室の維持管理上必要な場合には、病理解剖を休止します。あらかじめ書面などで通知致しますので、ご確認下さい。

## 2 病理解剖の依頼

主治医が御遺族に対して病理解剖の必要性を十分説明し承諾を得て下さい。脳病変の検索が必要な場合は開頭を行うことについて承諾を得て下さい。

ご遺族の承諾が得られた後、以下のものを準備して下さい。

### ① 必要書類

(1) 死亡診断書(押印あり)のコピー

1 通

(2) 解剖に関する遺族の承諾書（自署であれば捺印不要）

1 通

(3) 臨床所見記録

注意：(1) (2) は遺体搬入時に病理部に提出して下さい。これらの書類がなければ絶対に病理解剖は出来ません。(2) の用紙は病院端末からダウンロードできます。書類は病棟には返却いたしませんので注意してください。

② 衣類（自宅に帰るときに着るもの）、紙おむつ

書類が揃い次第、病理解剖を依頼する旨、病理部（内線 7756）に連絡して下さい。病理解剖は大学院医歯薬学総合研究科の病理学講座（免疫病理及び腫瘍病理）が月毎に交代し担当します。

### 3 ご遺体の搬入および死亡診断書・遺族承諾書の提出

病棟から病理解剖室へのご遺体の搬入は、委託業者（岡葬 272-7211）に依頼して下さい。業者は急には対応できない場合がありますので、業者へは解剖の実施が決まったら早めに連絡して下さい。解剖開始予定時刻の 30 分前に搬入するように手配して下さい。

ただちに解剖を開始できないときの御遺体の保管には、入院棟地下霊安室および病理部霊安室（解剖室横）の冷蔵保管庫が利用できます。いつでも使用可能の状態となっています（それぞれ 1 体用です）。

時間外に病理部の遺体冷蔵保管庫を使用する際にも上記委託業者に依頼して下さい。その際、ご遺体は臨床講義棟 1 階車寄せ側のドアから霊安室に搬送して冷蔵保管庫に納めます。霊安室の鍵は守衛室にあります。使用後の鍵はかならず守衛室に返して下さい。

### 4 病理解剖の実施

担当臨床医は、病理解剖執刀者に臨床所見用紙を提出し、臨床上の疑問・問題点や剖検の目的等を説明して下さい。また、この際執刀者に開頭承諾の有無も伝えて下さい。

担当臨床医は解剖に立ち合い、解剖所見を病理解剖所見用紙に記録して下さい。

解剖が終了するまで、ご遺族は解剖室隣の遺族待合い室（霊安室）でお待ちいただくことができます。

ご遺族には、解剖が終了後のご遺体搬出の予定時刻をお知らせして、ご遺体をご自宅などへ搬送する葬儀社へ連絡をとるよう指示して下さい。ご自宅までの搬送を行う葬儀社は原則としてご遺族に指定していただきます。ご遺族で決められない場合は、岡葬 272-7211 あるいはトモエ葬祭 224-7131 を紹介して下さい。

## 5 病理解剖実施後のご遺体の安置及び引き渡し並びに搬送

病理解剖が終了したら委託業者がご遺体に後処置を施し、納棺布団（大学より提供）を掛け、ご遺族に引き渡します。この際、病棟スタッフの補助をお願いします。ご遺族に引き渡されたご遺体は、ご遺族が指定する業者の運搬車もしくはご遺族が自家用車などにより搬送します。

ご遺体の運搬経費の大学負担、祭祀料は廃止されていますので、ご遺族への説明に際しては御注意下さい。

ご遺族が帰られた後は、霊安室の戸締まり、火の始末を確認して下さい。

## 6 病理解剖診断書の送付

病理解剖の最終診断である病理解剖診断書は、臨床各科の准教授もしくは病棟医長宛に送付致します。病理解剖実施から病理解剖診断書の発送までの期間は、症例によって異なりますが、病理解剖診断書は必ず保存して有効に利用して下さい。学会などの発表には執刀者に連絡をとるとより詳細な所見が提供されます。

## 学外からの病理解剖依頼について

岡山大学病院以外の病院で死亡されたご遺体を、医学部に依頼し病理解剖室で剖検する場合は、岡山大学大学院医歯薬学総合研究科病理解剖受託規程に定められた手続きが必要です。

依頼病院は次の書類を用意して下さい。

必要な書式は、以下のサイトからダウンロードできます

[https://www.okayama-u.ac.jp/up\\_load\\_files/soumu-pdf/shokisoku/077H18gMDPkitei3.pdf](https://www.okayama-u.ac.jp/up_load_files/soumu-pdf/shokisoku/077H18gMDPkitei3.pdf)

- ① 病理解剖依頼書（医歯薬学総合研究科長（以下「研究科長」宛）
- ② 解剖に関する遺族の承諾書（研究科長宛 自署であれば捺印不要）
- ③ 死亡診断書
- ④ 病理解剖料

①～③を研究科等事務部総務係へ提出し、規程に基づく病理解剖料\* 250,000 円（税別）を現金で納入して下さい。その場で岡山大学発行の領収書が手渡されます。後日、病理解剖承諾書（研究科長発行）が依頼元病院へ交付（郵送）されます。

\* 本学教授から病理解剖料徴収免除申請書（別紙様式第 3 号）の提出があり、特に教育研究上必要と認められる場合は解剖料を徴収しません。

事務手続きの詳細については、研究科等事務部総務係（086-235-7004）へ問い合わせして下さい。

解剖実施時には付き添いとして必ず看護師などのスタッフを 1 名派遣して下さい。解剖後の処置のため必要となります。